

【代表者の交替に伴う氏名等変更届出等における留意事項】

1. 発電事業者の代表者に交替があったときは、法令に基づき、氏名等変更届を提出して下さい。

(1) 届出根拠、届出書様式

施行規則第5条第1項 口座に関する氏名等変更届出書(様式第4)

施行令第5条第2項 新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書(様式第12)

(2) 届出書の提出先

(様式第2) 経済産業省資源エネルギー庁新エネ等電気利用推進室

(様式第12) 所轄の経済産業局

(3) 届出書(各様式共通)の記載方法

届出者は、「変更後の代表者名」となります。

届出書の中段部分に記載する情報は「変更前の情報」です。

提出書類は、通常の場合ありません。(登記簿写し等は不要)

2. 電気事業者や発電事業者の代表者に交替があったときは、新エネルギー等電気相当量記録届出の際に提出する確認書、同意書の供給期間が長期であるものについては、交替後の代表者名による新たな確認書、同意書を提出する必要があります。

この場合、確認書、同意書の「供給期間」は次によることとします。

(例示)

同意書、確認書に記載した供給期間が平成16年4月1日～平成19年3月31日で、代表者が平成18年7月1日に交替した場合には、新たな同意書、確認書の供給期間は平成18年4月1日～平成19年3月31日と記載する。

【市町村合併に伴う氏名等変更届出等における留意事項】

市町村合併に伴い、「発電事業者名の変更、代表者の交替、事務所の住所、設備名称の変更、所在地の表示変更」があったときは、施行令第5条第2項に基づき、「新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書(様式第12)」を提出して下さい。

また、市町村合併に伴い旧市町村所有の認定設備が新市町村に移管され、新旧市町村とも事業者IDが付与されている場合には、氏名等変更届出に基づき、RPS法管理システムの事業者名、代表者名、事務所の住所、設備名称等の変更を行うほか、各市町村に付与されている事業者IDを一つに集約することを原則としています。

このため、次の情報を記載した書面(任意様式で可)を提出して下さい。

合併に伴う新エネ等発電設備氏名等変更届出の提出について

年 月 日

届出者

市町村合併に伴う新エネ等発電設備氏名等変更届出を提出するので、下記のとおり連絡します。

合併前事業者の情報

合併前事業者名	認定設備保有数	事業者 I D

合併後事業者の情報

合併後事業者名	合併後事業者名	存続させる事業者 I D

(注) 事業者 I D (3 件) のうち、存続させる事業者 I D を記載する。